

農業委員会第20回総会議事録

1. 日 時 令和7年2月14日（金）午前10時00分～午前11時20分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1201会議室

3. 出席委員（17人）

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1 番	前田 和幸	2 番	間崎 孝至	3 番	桐生 五郎
4 番	渥美 利男	6 番	浦川 広巳	7 番	山中 進
8 番	阪田 泰久	9 番	市川 正之	10 番	舘 宣一
12 番	平子 伸	13 番	稲田 利幹	14 番	上田 みね子
15 番	豊田 栄美子	16 番	大野 久美子	17 番	小林 登志樹

4. 欠席委員（2人）

5 番 打田 光橋 19 番 鈴木 啓之

5. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長、坂総務GL、吉村、森
農林水産課 岡農政GL、久次米、大石

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第5号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第6号議案 農用地利用集積計画について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 非農地証明願いについて

報告事項第 7 号 時効取得による移転について

報告事項第 8 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第 2 農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の作成に関する意見聴取について

7. 会議の概要

事務局

それでは、定刻となりましたので、鈴鹿市農業委員会第 20 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしく願いいたします。

議長（会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 20 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 6 番浦川広巳委員、議席番号第 7 番山中進委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権に

について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、3の165番は加佐登地区、申請地は高塚町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は7㎡で、令和4年に住宅に転用した敷地に隣接する農地です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、7の172番は稲生地区、申請地は稲生二丁目地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は251㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、9の166番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は2,137㎡です。取得後は花きを栽培するとの申請です。

続きまして、10の170番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・田、現況地目は田及び畑、合計面積は1,494㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、10の175番は一ノ宮地区、申請地は南長太町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は290㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、12の149番は玉垣地区、申請地は東玉垣町地内、登記地目・現況地目ともに田、合計面積は653㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、12の169番は玉垣地区、申請地は柳町地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は822㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、13の173番は若松地区、申請地は若松中二丁目地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は180㎡です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、20の168番は椿地区、申請地は山本町地内、登記地目は原野及び畑、現況地目は畑、合計面積は1,554㎡です。取得後は茶を栽培するとの申請です。

続きまして、22の171番は鈴峰地区、申請地は小社町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,419㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、22の174番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目と

も田、面積は2,353㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は11件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

豊田委員

市外の住所の新規営農者の方が、農地まで徒歩1分、農作業従事日数60日となっていますが、どういうことですか。

事務局

今後、申請地の隣接地に住宅を建設し、転居する予定の方です。農作業従事日数60日は、転居後の日数です。

議長（会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書3ページ、及び別表4ページ目の位置図をご覧ください。

まず5の11番ですが、こちらは後に説明いたします農地法第5条貸借権5の58番と合わせて行うことから、位置図の下にふたつの番号が記載されています。地区は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は4条と5条の合計で2,964㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,830.80㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは既に支柱部分を設置しており、始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。

以上、申請件数は1件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書4ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き5ページ目をご覧ください。

まず、1の205番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,011㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、407.04㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、4の195番は牧田地区、申請地は算所町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は16,780㎡です。申請内容は、当該地を社会福祉施設用地とするものです。受人は、近隣で特別養護老人ホームを運営しておりますが、同ホームが手狭となり、また老朽化していることから、現施設に近い同地を新たに転用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、2月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、6の168番は白子地区、申請地は白子町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,008㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、432.33㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の200番は白子地区、申請地は寺家七丁目地内、登記地目・現況地目ともに田、面積は1,021㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、429.10㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、6の201番は白子地区、申請地は寺家七丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,242㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、412.90㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の197番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,476㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、447.10㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の194番は河曲地区、申請地は河田町地内、登記地目・現況地目と

も畑、面積は 436 m²です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は、市内で複数の障がい者福祉施設を運営しておりますが、今回、隣地で新たに開設する施設の送迎車及び職員の駐車場として、同地を転用するものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、9 の 196 番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,256 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、13 の 198 番は若松地区、申請地は若松西六丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,365 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、439.50 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、13 の 199 番は若松地区、申請地は若松西三丁目地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 1,051 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、416.50 m²です。農地区分は、第 3 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 203 番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも田が 3 筆、登記地目・現況地目とも畑が 2 筆、合計面積は 1,022 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、355.80 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、15 の 204 番は栄地区、申請地は越知町地内、登記地目は山林、現況地目は畑、面積は 1,345 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.39 m²です。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

続きまして、22 の 202 番は鈴峰地区、申請地は長沢町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 228 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 13 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 3 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

間崎委員

私の地区では、申請業者に自治会へも説明をお願いしています。

事務局

その件に関しましては、地区委員会の意見書にも記載があり、その他に近隣住民へ

の説明も丁寧にしてほしいとのことから、総会後に改めて事業者に伝えたいと思います。

議長（会長）

他によろしいですか。

小林委員

位置図を見ますと、家に囲まれた中での太陽光への申請がありますが、問題はないのですか。

事務局

事業者には隣接地の方へ説明するように指導していますし、事業者からも隣接地の方へ説明済と申請書に記載されています。

議長（会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書7ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き18ページ目をご覧ください。

まず、1の56番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目ともに畑、土地の面積は62㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅の離れの建築用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5の58番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は先に説明いたしました農地法第4条、5の58番と合わせて2,964㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,830.80㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、11の57番は箕田地区、申請地は北堀江一丁目地内、登記地目・現況地目とも田、面積は465㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は3件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第４号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第５号議案 農地法第５条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第５号議案 農地法第５条許可申請の事業計画変更承認申請について説明いたします。

議案書８ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き 21 ページ目をご覧ください。

22 の 13 番は、工場・倉庫用地として令和 6 年 2 月 1 日付け第 506-9-150 号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。今回の申請は、完成後、貸借する事業者 2 社のうち 1 社の変更です。変更理由としては、賃貸費や建物形状において折り合いがつかないことによるものです。また、地積更正による面積増加及び現況に地目変更されています。なお、こちらは 1,000 ㎡を超える案件の為、2 月 10 日に現地確認を実施しています。

以上 1 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第５号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

前田委員

資料の面積欄にある公衆用道路はなんですか。赤道のことですか。

事務局

赤道ではなく、開発後に道になる箇所が公衆用道路と表示されています。公衆用道路は、今後市に移管される予定です。

議長（会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、第５号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第６号議案 農用地利用集積計画についてでございます。別冊の農用地利用集積計画(案)の 11 ページ 39 番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第６号議案 農用地利用集積計画について、A4 横別冊の農用地利用集積計画案により説明します。

計画書 11 ページ目をお開きください。6 の 39 番は、白子地区で米 20 kg の物納です。

以上の内容は、従事日数など、令和 5 年 4 月 1 日改正による農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることができる旨規定されていることを申し添えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

引き続き、農用地利用集積計画（案）の 18 ページ 71 番から 73 番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員 退席）

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 18 ページ目、10 の 71 番は、一ノ宮地区で米 45 kg、30 kg の物納です。72 番は、一ノ宮地区で米 50 kg の物納です。73 番は、一ノ宮地区で米 50 kg の物納です。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員 着席）

引き続き、残りの第 6 号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書 1 ページ目をお開き下さい。最初に国府地区です。1 番は、米 10kg の物納です。

2 ページ目は、庄野地区です。2 番、3 番は、米 20kg の物納です。4 番は、米 20kg の物納と使用貸借です。5 番は、1 万円の金納です。

3 ページ目からは、加佐登地区です。6 番は、1 万円の金納です。7 番、8 番は、使用貸借です。

4 ページ目、9 番は、使用貸借です。

5 ページ目、10 番は、使用貸借です。

6 ページ目、11 番から 14 番は、1 万円の金納です。

7 ページ目、15 番から 21 番は、1 万円の金納です。

8 ページ目、22 番から 27 番は、1 万円の金納です。

9 ページ目からは、牧田地区です。28 番は、米 50 kg の物納です。29 番は、米 30 kg の物納です。30 番は、米 20 kg の物納です。31 番は、米 60 kg と 30 kg の物納です。32 番、33 番は、米 10 kg の物納です。34 番は、米 20 kg の物納です。35 番は、米 35 kg の物納です。

10 ページ目、36 番は、米 35 kg の物納です。37 番、38 番は、使用貸借です。

11 ページ目は、白子地区です。39 番は、冒頭ご審議いただいております、40 番、41 番は、米 20 kg の物納です。

12 ページ目は、飯野地区です。42 番は、米 25 kg の物納です。43 番は、米 50 kg の物納です。44 番、45 番は、米 25 kg の物納です。

13 ページ目からは、河曲地区です。46 番は、米 50 kg、35 kg、10 kg の物納です。47 番は、米 25 kg の物納です。48 番は、米 35 kg の物納です。49 番は、米 45 kg の物納です。50 番は、米 25 kg の物納です。51 番は、米 25kg、米 35 kg の物納です。

14 ページ目、52 番、53 番は、米 25kg の物納です。54 番は、米 50kg の物納です。

55 番は、米 25kg の物納です。56 番は、米 20kg、30 kg の物納です。57 番は、米 50 kg の物納です。

15 ページ目、58 番は、米 20kg の物納です。59 番は、米 47kg の物納です。60 番は、米 35kg の物納です。61 番から 63 番は、使用貸借です。64 番は、欠番です。

16 ページ目、65 番は、米 35 kg、30 kg、25 kg、相当の金納、米 50 kg、45 kg の物納です。66 番は、米 35 kg の物納です。67 番は、米 25 kg の物納です。68 番は、米 35 kg、米 50 kg の物納です。

17 ページ目、69 番は、米 15kg、30 kg、50 kg の物納及び使用貸借です。

18 ページ目は、一ノ宮地区です。70 番は、米 50 kg の物納です。71 番から 73 番は、冒頭ご審議いただいております、74 番は、米 25 kg の物納です。75 番は、米 50 kg の物納です。76 番は、米 50 kg、25kg の物納です。77 番は、欠番です。

19 ページ目は、箕田地区です。78 番は、米 25 kg、5kg の物納です。79 番、80 番は、米 30 kg 相当の金納です。81 番は、米 50 kg の物納です。82 番は、米 50 kg、10kg の物納です。83 番は、米 50 kg、25kg の物納です。84 番は、米 35 kg の物納です。

20 ページ目、85 番、86 番は、使用貸借です。

21 ページ目は、玉垣地区です。87 番は、中間管理機構をとおした米 35kg の物納及

び使用貸借です。88 番は、使用貸借です。89 番は、米 45 kg の物納です。

22 ページ目は、若松地区です。90 番は、所有権移転です。

23 ページ目は、栄地区です。91 番から 93 番までは、米 30 kg の物納です。

24 ページ目は、合川地区です。94 番は、米 30 kg の物納です。

25 ページ目は、井田川地区です。95 番、96 番は、10,000 円の金納です。97 番は、欠番です。

26 ページ目は、久間田地区です。98 番から 101 番は、使用貸借です。

27 ページ目は、椿地区です。102 番から 104 番までは、使用貸借です。105 番は、所有権移転です。

28 ページ目からは、深伊沢地区です。106 番は、20,000 円の金納です。107 番、108 番は、3,000 円の金納です。109 番、110 番は、使用貸借です。

29 ページ 111 番から 113 番は、使用貸借です。

30 ページ 114 番は、所有権移転です。

31 ページ目は、鈴峰地区です。115 番から 118 番は、使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 8 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 8 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第 2 農業経営基盤 強化促進法第 19 条に定める地域計画の作成に関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

事務局

地域計画の策定の概要について農林水産課からご説明させていただきます。

お手元に各地区で作成した地域計画案を配布しておりますので、ご確認ください。

地域計画は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に基づき、令和 7 年 3 月までに策定が義務付けられたもので、各地区での協議

の結果を取りまとめたうえで、市町村が定める、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図となるものでございます。

本市の取組みといたしましては、令和５年度に地域計画の前身である人・農地プランを基に、各地区での協議の結果の取りまとめを行い、地区農業委員会で承認を得たのち、公表をいたしました。

また、令和６年度に、協議の結果と、農業委員会からご提出いただいた目標地図の素案を基に地域計画を取りまとめ、こちらも地区農業委員会の承認を得て、今回の地域計画案を作成したものでございます。

各地区の計画の詳細については説明を割愛させていただきますが、地域計画の策定に当たりましては、法第１９条第６項の規定により、農業委員会を含む関係機関へ意見聴取を行う必要があることから、今回農業委員会に対し意見聴取を実施するものでございます。

関係機関への意見聴取後のスケジュールにつきましては、２週間の公告縦覧期間を経た後、令和７年３月３１日の公表を予定おります。

説明は以上でございます。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第２につきまして、何かご質問はございませんか。

渥美委員

地域計画に経営面積が表示されています。０．０６ヘクタールは何平方メートルですか。

事務局

６００平方メートルです。

渥美委員

自分の経営面積とは異なります。

事務局

後で個別に説明させていただきます。

市川委員

３月に公表とのことですが、どのように公表するのですか。

事務局

公告の手続きをとりますので、農林水産課に資料を準備し、地域の農業関係者のみ閲覧することを想定しています。

議長（会長）

他によろしいですか。この計画書は各地区委員会でも承認されているとのことですが、再度確認いただき、意見がありましたら、お手元の意見記入用紙を２月２５日火曜日までに事務局まで提出願います。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。